

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るために、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、差別等による人権侵害を把握し、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. 人権啓発活動地方委託事業の予算を拡充するとともに、部落差別やL G B T Q、インターネット上における人権侵害などに対応するため、様々な人権啓発活動の取組に必要な経費について地方財政措置を拡充すること。
4. インターネット上における人権侵害を防止するため、より実効性のある制度を確立すること。
また、事業者が行うマンション開発の候補地調査等においては、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。
5. 人権擁護委員や保護司会活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保のほか、これら活動への理解が促進されるよう積極的な周知を図るなど、必要な措置を講じること。
6. 男女共同参画社会の実現に向け、意識改革や理解の促進を図ること。